

7. 履 修 規 定

履修規定は皆さんが卒業・進級に必要な単位を取得したり、選択科目を選ぶ際の指針となる大事なものです。不明な点があれば学生サポートセンターや担任の先生に尋ねて、正しく理解するように努めましょう。

(学科目及び単位数)

第1条 学科目及びその単位数は、学則で別途定める。(40ページから55ページ参照)

2 前項にかかわらず、本校の教育目的を達成する上で必要な場合は、臨時に特別科目を開講すること等がある。

(単位の認定)

第2条 単位は、各授業科目(「実習」を除く。)について、当該年次の授業時間総数の70%以上出席し、かつ、その科目の期末試験(定期試験、または追試験。)に合格した場合に付与する。

2 「実習」に係る単位は、実習の成績を評価し、別に定めるところにより認定する。

(定期試験)

第3条 前期・後期それぞれの学期末に定期試験を行う。ただし、本校の教育目的を達成するうえで必要なときは、その時期を繰り上げ、または臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第4条 やむを得ない事由(学校承認)により定期試験を受けることができなかった者、または定期試験に不合格となった者は、追試験となる。

2 校長がとくに必要と認めるときは、レポートの提出をもって追試験に代えることができる。

3 追試験(前項によりレポートの提出をもって追試験に代える場合を含む。)を受ける者は、所定の追試験受験料を納付しなければならない。

4 追試験対象者の該当科目は、定期試験終了後別途指示する。

(不正行為)

第5条 期末試験において不正行為を行ったときは、その試験を無効とし、停学処分とする。

(採点基準、成績評価)

第6条 試験の採点は、100点満点方式とし、採点結果ならびに日常点(小テスト、レポート提出、出席状況等)を加味して次のとおりA、B、C、Dの評価を行う。

定期試験※1		追試験※2	
採点	評価	採点	評価
85点以上	A	50点以上	C
70点以上～85点未満	B		
50点以上～70点未満	C		
0点～50点未満	D	50点未満	D

※1 授業によっては課題提出、授業態度等を加味し、成績を判定します

※2 追試験の場合は、50点以上であっても50点とみなします。

2 評価がA、B、Cの者を合格とし、単位を付与する。D評価を不合格とする。

(卒業、進級)

第7条 1年次の履修科目について、次の単位を取得した者に対し、2年次への進級を認める。

国際観光ビジネス科 観光総合コース	73単位以上
国際観光ビジネス科 グローバル・インバウンドコース	73単位以上
国際観光ビジネス訪日科	64単位以上
国際ホテル＆ブライダル科	71単位以上

2 2年次の履修科目について、次の単位を取得した者に対し、卒業を認める。

国際観光ビジネス科 観光総合コース	66単位以上
国際観光ビジネス科 グローバル・インバウンドコース	66単位以上
国際観光ビジネス訪日科	57単位以上
国際ホテル＆ブライダル科	66単位以上

(在学期間の延長)

第8条 前条の必要単位数を取得できなかったため進級又は卒業を認められなかった者は、同一年次に留年しなければならない。(留学生を除く)

2 留年は、同一年次で1回限りとし、在学期間は最長4年間とする。したがって、これを超えることとなった者は、学則第20条の定めるところにより退学しなければならない。

3 前項により留年する者は、あらためて当該年次に係る学則第22条所定の学費(入学検定料及び入学金を除く。)を納付しなければならない。

(出欠管理)

第9条 毎時限の開始時に、出欠を確認する。

2 やむを得ず遅刻、早退又は欠席をした場合は、その旨を所定の様式により、学生サポートセンターへ届け出なければならない。緊急のため所定の様式による届出ができないときは、口頭による届出をし、後刻、速やかに所定の様式をもって届け出るものとする。

3 授業時刻開始以降30分以内に途中入室したときは「遅刻」とし、授業終了時刻の30分前以降に途中退出した時は「早退」とする。この時間以外の途中入室、または途中退出は欠席とする。

4 なお、同一科目において遅刻、または早退が3回以上あったときは、3回毎に1回の欠席とみなす。

5 前2項の定めにかかわらず、次のやむを得ない事由による遅刻、早退、または欠席は「出席扱い」とする。

◇交通機関のストライキ、事故

◇交通機関遅延(当該交通機関の発行する遅延証明書がある場合に限る。但し、原則として9時30分開始の授業に限る。)

◇2親等以内の親族(祖父母、父母、兄弟姉妹)の葬儀(父母の場合5日間以内、その他は3日間以内)

◇第11条に定める就職活動

◇本校の教育目的を達成する上で必要と認められる諸検定試験の受験

◇学校感染症で定められたものにかかった場合(医師の診断書が必要)

◇その他、校長が上記に準ずるものとしてとくに認めた事由

(学校行事等の取扱い方)

第10条 学校行事等における出席の取扱いは、学校行事等を授業とみなし、出席、遅刻、早退、または欠席の取扱いを行う。

2 前項において、学校行事等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 新学期オリエンテーション
- (2) 健康診断
- (3) 学生交歓会
- (4) 校外学習
- (5) 体育祭
- (6) 学園祭(鴨祭)
- (7) その他学校が特に指示したもの

3 前条第5項の規定は、本条において準用する。

(就職活動の特例)

第11条 就職活動のためのやむを得ない遅刻、早退、または欠席は、「出席」とみなす。

2 前項において就職活動とは、次の一に該当し、学校が認めたものをいう。

- (1) 会社訪問
- (2) 入社試験受験のための諸手続
- (3) 入社試験の受験
- (4) 就職内定後の内定先企業における実習
- (5) 就職内定先企業の要請による企業への出社

3 前項(4)及び(5)による出社に際しては、当該企業の発行する就職内定通知書、実習要請書又は出社要請書等を提出し、あらかじめその旨を届け出なければならない。